

パブリックコメント案	現 行 告 示
<p>建築基準法施行令（昭和二十五政令第二百二十八号）第六十条の第二号の現行に基き、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八に定め、同令第二十二條第一項第三号の現行に基き、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち防火性能関係規定を第九に掲げらる。</p> <p>第一 適用の範囲等</p> <p>壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第二十二條に即ち定めることによるほか次に定めることによる。ただし、第三号及び第二号の規定は、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十條の二規定する圖面表示規程を、その一に於ちあること及び第九十條の四第一号の規定によつて計算した保有水平耐力が同條第三号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることが認められた場合においては適用しない。</p> <p>一 四 略</p> <p>第一 コンクリート及び鉄筋の強度</p> <p>一 コンクリート及び鉄筋の設計基準強度は、これを構造耐力上主要な部分に使用する場合には、二平方センチメートルにつき五十キログラム以上としなければならない。ただし、軸組構造に使用する場合は、この構造耐力上主要な部分に認められるものは、九センチメートル以上とするものがある。</p> <p>二 鉄筋の強度は、令第七十四條第一項第二号を除く。）及び昭和五十六</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五政令第二百二十八号）第六十条の第二号の現行に基き、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八に定め、同令第二十二條第一項第三号の現行に基き、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち防火性能関係規定を第九に掲げらる。</p> <p>第一 適用の範囲等</p> <p>壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第二十二條に即ち定めることによるほか次に定めることによる。ただし、第三号及び第二号の規定は、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十條の二規定する圖面表示規程を、その一に於ちあること及び第九十條の四第二号の規定によつて計算した保有水平耐力が同條第三号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることが認められた場合においては適用しない。</p> <p>一 四 略</p> <p>第一 コンクリート及び鉄筋の強度</p> <p>一 コンクリート及び鉄筋の設計基準強度は、これを構造耐力上主要な部分に使用する場合には、二平方センチメートルにつき五十キログラム以上としなければならない。</p> <p>二 鉄筋の強度は、令第七十四條第一項第二号を除く。）及び昭和五十六</p>

全建設重量の第十百 五の規定を適用する

第三 接部使用の種用鋼材の品質

接部使用の種用鋼材は 日本規格 JIS 3101 (一般種用圧延鋼材) 100 鋼 日本規格 JIS 3102 (溶接種用圧延鋼材) 100 鋼若しくは日本規格 JIS 3136 (建築種用圧延鋼材) 199 鋼と同等のもの又はこれら同等以上の品質を有するものとしてなければならない。

第四・第五 略

第六 耐力壁

一・二 略

表一 略

表一

	階	略
地階	階除く階数及びその建築物の階	略
	階除く階数一から三の建築物の階	略
地階		略

三 次のから五までに該当する場合は、前表一 (壁式) シヤス工鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の種部材としての表一) に掲げる数値から五を減じ、数値を限度として、から五までのそれぞれ掲げる数値を前表一 (壁式) シヤス工鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の種部材としての表一) に兼じ、数値とすることができる。

イ 耐力壁の厚さが第五号の表一 (壁式) シヤス工鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の種部材としての表一) に掲げる数値を超える場合は、第五号の表一 (壁式) シヤス工鉄筋コンクリート造の建築物又は

全建設重量の第十百 五の規定を適用する

第三 接部使用の種用鋼材の品質

接部使用の種用鋼材は 日本規格 JIS 3101 (一般種用圧延鋼材) 199 鋼 日本規格 JIS 3102 (溶接種用圧延鋼材) 199 鋼若しくは日本規格 JIS 3136 (建築種用圧延鋼材) 199 鋼と同等のもの又はこれら同等以上の品質を有するものとしてなければならない。

第四・第五 略

第六 耐力壁

一・二 略

表一 略

表一

	階	略
地階	階除く階数及びその建築物の階	略
	階除く階数一から三の建築物の階	略
地階		略

三 次のから五までに該当する場合は、前表一 (壁式) シヤス工鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の種部材としての表一) に掲げる数値から五を減じ、数値を限度として、から五までのそれぞれ掲げる数値を前表一 (壁式) シヤス工鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の種部材としての表一) に兼じ、数値とすることができる。

イ 耐力壁の厚さが第五号の表一 (壁式) シヤス工鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の種部材としての表一) に掲げる数値を超える場合は、第五号の表一 (壁式) シヤス工鉄筋コンクリート造の建築物又は

建築物の構造部分(おとては表一)の敷値に耐力壁の長さの合計を兼ねた敷値を、耐力壁の厚さと当該耐力壁の長さの合計を兼ねた敷値の和を除いた敷値

ロ・ハ 略

四 壁式(トキヤス鉄筋コンクリート造)の建築物又は建築物の構造部分の耐力壁の中心線より囲まれた部分の水床投影面積は、 $\frac{1}{2}$ 平米以下としなければならない。ただし、令第11条から第13条までに定める構造計算による構造耐力上安全であることが認められた場合においては、この限りでない。

五 耐力壁は、次のとおり定められた構造としなければならない。

イ 耐力壁の厚さは、次の表一(壁式(トキヤス鉄筋コンクリート造)の建築物又は建築物の構造部分(おとては表一)に掲げる敷値以上とする。ただし、令第11条から第13条までに定める構造計算による構造耐力上安全であることが認められた場合においては、当該計算に基づく敷値(当該敷値が $\frac{1}{2}$ 平米未満の場合は、 $\frac{1}{2}$ 平米以下)とすることができる。

表一・表一 略

ロ 縦筋及び横筋の鉄筋比(耐力壁の壁面と長さの断面(縦筋としては水平断面、横筋としては鉛直断面)におけるコンクリートの断面積に対する鉄筋の断面積の和の割合をいって、以下同じ)は、それぞれ次の表一(壁式(トキヤス鉄筋コンクリート造)の建築物又は建築物の構造部分(おとては表一)に掲げる敷値以上とする。ただし、令第11条から第13条までに定める構造計算による構造耐力上安全

建築物の構造部分(おとては表一)の敷値に耐力壁の長さの合計を兼ねた敷値を、耐力壁の厚さと当該耐力壁の長さの合計を兼ねた敷値の和を除いた敷値

ロ・ハ 略

四 壁式(トキヤス鉄筋コンクリート造)の建築物又は建築物の構造部分の耐力壁の中心線より囲まれた部分の水床投影面積は、 $\frac{1}{2}$ 平米以下としなければならない。ただし、令第11条から第13条までに定める構造計算による構造耐力上安全であることが認められた場合においては、この限りでない。

五 耐力壁は、次のとおり定められた構造としなければならない。

イ 耐力壁の厚さは、次の表一(壁式(トキヤス鉄筋コンクリート造)の建築物又は建築物の構造部分(おとては表一)に掲げる敷値以上とする。ただし、令第11条から第13条までに定める構造計算による構造耐力上安全であることが認められた場合においては、当該計算に基づく敷値(当該敷値が $\frac{1}{2}$ 平米未満の場合は、 $\frac{1}{2}$ 平米以下)とすることができる。

表一・表一 略

ロ 縦筋及び横筋の鉄筋比(耐力壁の壁面と長さの断面(縦筋としては水平断面、横筋としては鉛直断面)におけるコンクリートの断面積に対する鉄筋の断面積の和の割合をいって、以下第13条において同じ)は、それぞれ次の表一(壁式(トキヤス鉄筋コンクリート造)の建築物又は建築物の構造部分(おとては表一)に掲げる敷値以上とする。ただし、令第11条から第13条までに定める構造計算による構造耐力上安全

であるような権められた場合においては当該計算に基づく敷借（当該敷借の・二五ノセント（壁式）または鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の権部をたもては〇・一ノセント）未満のものは〇・二五ノセント（壁式）または鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の権部をたもては〇・一ノセント）となるようである

表一・表一略

八略

第七 壁の権部

壁は次に定める権部としなければならない。ただし壁鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の権部の地土部については令第八十 第三一号から第三号までに定める権部計算による権部の上全であるような権められた場合については第二号の規定を令第八十 第四第一号の規定による計算と保層水立側が同条第二号の規定による計算と保層水立側以上であるような権められた場合については第二号及び第三号の規定をそれぞれ適用する。

一四略

第八 接部の権部

接部は次に定める権部としなければならない。ただし令第八十 第三一号から第三号までに定める権部計算による権部の上全であるような権められた場合においては第二号の規定を適用する。

一三略

第九 略

上全であるような権められた場合においては当該計算に基づく敷借（当該敷借の・二五ノセント（壁式）または鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の権部をたもては〇・一ノセント）未満のものは〇・二五ノセント（壁式）または鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の権部をたもては〇・一ノセント）となるようである

表一・表一略

八略

第七 壁の権部

壁は次に定める権部としなければならない。ただし壁鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の権部の地土部については令第八十 第三一号から第三号までに定める権部計算による権部の上全であるような権められた場合については第二号の規定を令第八十 第四第一号の規定による計算と保層水立側が同条第二号の規定による計算と保層水立側以上であるような権められた場合については第二号及び第三号の規定をそれぞれ適用する。

一四略

第八 接部の権部

接部は次に定める権部としなければならない。ただし令第八十 第三一号から第三号までに定める権部計算による権部の上全であるような権められた場合においては第二号の規定を適用する。

一三略

第九 略